

臨港道路等の無電柱化

臨港道路とは

◇港湾法に基づく港湾物流を支える施設(臨港交通施設)

- 首都圏4,000万人の生活と日本の産業活動を支える**東京港と背後地**を円滑に**結ぶ道路**
- **大規模地震等発生時**においては、他県等から食料・医薬品等の緊急物資の受入や帰宅困難者の**広域輸送の拠点**となる**ふ頭と背後地**を円滑に**結ぶ道路**

◇港湾局が東京都港湾管理条例に基づき管理(道路法対象外)

無電柱化の取組

◇臨港道路の電柱新設を全線禁止

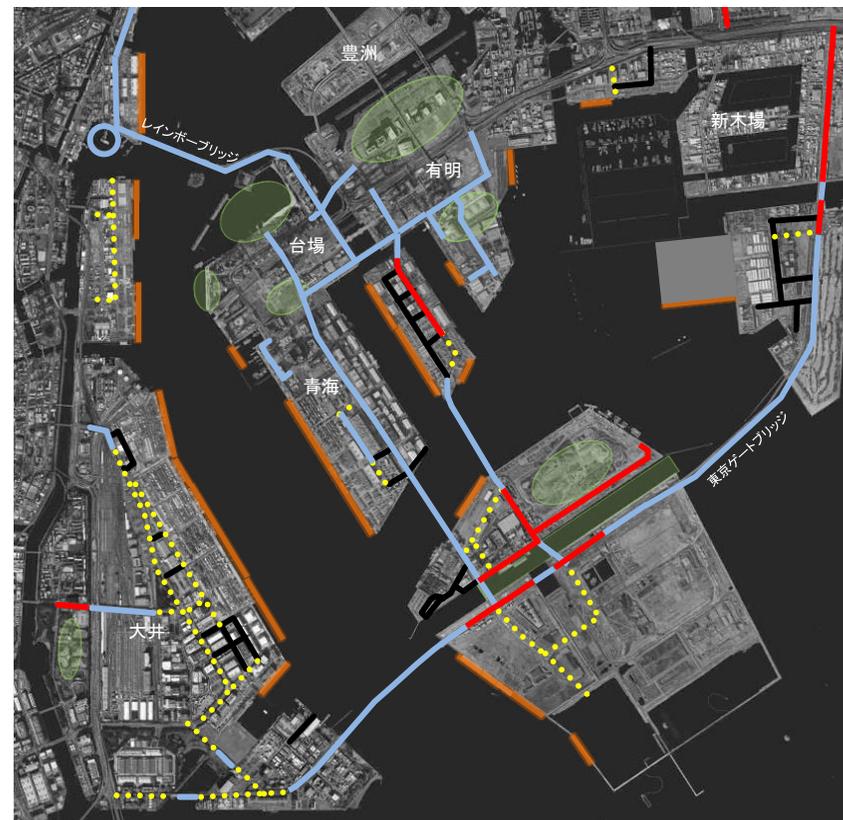
- **臨港道路全線**にて、**電柱の新設を禁止・制限**できるよう、東京都港湾管理条例を一部改正(施行日:平成29年9月1日)

◇緊急輸送道路* 等の無電柱化

- 東京2020大会開催時に多くの来訪者が集中することから、**競技会場周辺等**を**優先整備**
- 会場周辺以外の**緊急輸送道路**については、大会後に**順次整備**

* 災害直後から、避難・救助をはじめ、物資供給等の応急活動のために、緊急車両の通行を確保すべき重要な道路

無電柱化対象箇所



凡	例
	東京2020大会までに無電柱化を完了させる区間 (約11km)
	東京2020大会後に無電柱化を完了させる区間 (約22km)
	橋梁やトンネル、共同溝など電柱が不要な区間
	緊急輸送道路以外の臨港道路
	耐震強化岸壁(整備予定含む)
	東京2020大会関連施設